

地区名称の由来…子や孫が帰ってきたくなる活気のあるまちづくりを進めることから名づけられました。リーサムの「リ」は英語で戻る・帰るという意味の「リターン」を、「サム」は小路北町(S)・打上新町(U)・明和(M)の頭文字を指します。

### まちづくり協議会役員会を開催しました

#### 平成27年度第3回役員会 8月25日(火)

小路北町ブロック及び明和南ブロックの地籍調査の今後のスケジュールについて寝屋川市より説明がありました。また、7月28日に開催した意見交換会での意見や質問等について報告を行いました。(内容については、下記をご覧ください。)

第2回検討部会の内容について報告を行いました。(内容については、まちづくりだより第12号に掲載しています。)

枚方土木事務所から、遺跡発掘調査の現地説明会の報告や、都市計画道路梅ヶ丘高柳線の工事の進捗状況の報告がありました。



#### 平成27年度第4回役員会 10月6日(火)

前回に引き続き、小路北町ブロック及び明和南ブロックの地籍調査の今後のスケジュールについて寝屋川市より説明がありました。まちづくりだより第13号に掲載する内容や発行日について検討しました。

第3回検討部会の内容について報告を行いました。(内容については、2ページをご覧ください。)また、今後のまちづくりのスケジュールについてどのように進めていくべきかを検討しました。

### まちづくり意見交換会を開催しました

7月28日(火)の地籍調査説明会後に、まちづくり意見交換会を行いました。質問や意見については、下記のとおりです。

#### ★まちづくり活動説明会での質問・意見

- ▶6m道路は無理があるのではないか。
- ▶西方寺東側の道路など、家屋にかかるところが多いため、見直しが必要ではないか。
- ▶道路整備に係る補助金や補償の検討は進んでいるのか。
- ▶道路幅員を見直すことが決まっている路線(区間)があれば教えてほしい。  
⇒現在、検討部会にて道路の幅員の見直しを行っているところです。
- ▶教育センターの体育館がなくなることについて、住民が心配している。
- ▶旧東部自治会館が除却されたが、跡地の活用は決まっているのか。
- ▶まちづくりだより12号に掲載されている借上げ住宅についてのメッセージは、何歳ぐらいの人のものか。具体的な内容や、件数も載せるべき。



## まちづくり協議会検討部会を開催しました

### 平成 27 年度第 3 回検討部会の内容 8 月 25 日（火）

第 3 回は、街なみ環境整備事業の事業概要（補助事業のメニュー、他市の事例、地元と市の役割分担など）について再度、市より説明してもらいました。

第 2 回検討部会で出された意見を基にして、現在 6m で計画している防災軸について、計画道路の幅員やルートの見直しなどの道路線形の見直しについて意見交換を行いました。また、検討部会の今後のスケジュールについて確認を行いました。

### 平成 27 年度第 4 回検討部会の内容 10 月 6 日（火）

第 4 回は、第 3 回で出た意見や質問の内容について再確認を行い、道路を整備していくにあたってどの路線から進めていくべきか、優先路線の選定基準などについて話し合いました。また、街なみ環境整備事業を進めていくために必要となる合意形成についての課題やその取り組み方について話し合いました。

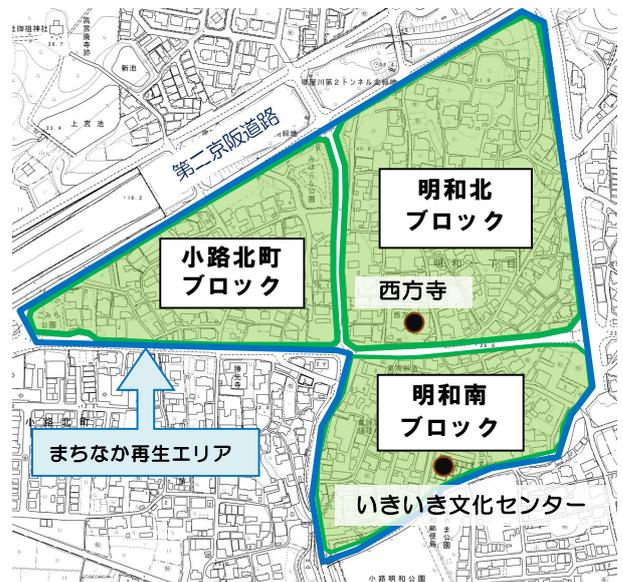
## まちなか再生エリア内の地籍調査について（市からのお知らせ）

### 明和北ブロックの地籍調査（完了のご報告）

平成 25 年度より行ってきました明和北ブロックの地籍調査につきまして、平成 27 年 9 月 11 日付けで登記が完了しました。ご協力いただき、ありがとうございました。

### 明和南ブロックの地籍調査

平成 27 年 8 月 19 日から 9 月 7 日までの 20 日間、市役所といきいき文化センターにて地籍調査の成果の閲覧を行いました。閲覧が終了しましたので、登記申請に向けて手続きを進めていきます。なお、登記完了は平成 28 年 3 月頃を予定しています。



### 小路北町ブロックの地籍調査

平成 27 年 11 月 16 日から 20 日までの 5 日間で、現地調査（立会い）を行います。地権者の皆様には、郵送にて立会いの日時のご案内をさせていただきます。どうしても都合が合わない場合はご連絡をお願いします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ★今後のスケジュール（予定）★

現地調査（立会い）	現地調査結果報告	成果の閲覧	登記完了
11 月 16 日～20 日	平成 28 年 3 月頃	平成 28 年 8 月頃	平成 29 年 3 月頃

## まちなか再生エリア内で開発・建築行為等の土地活用や土地の売却をお考えの方へ

まちなか再生エリア内で開発・建築行為等を行う場合は、あらかじめ開発事業者からまちづくり協議会へ説明をしていただき、防災軸の整備など当地区のまちづくりの実現にむけて協力をお願いしています。これまで、開発・建築行為等の際に、法令以上に道路拡幅をしていただき道路用地を市へ寄附された事例もあり、一歩ずつですがまちづくりが進んでいることを実感するとともに、土地所有者や開発事業者の皆さまには、当地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

今後におきましても、まちなか再生エリア内で開発・建築行為等や土地の売却をお考えの方がおられましたら、あらかじめ協議会役員までご相談いただけると幸いです。

安心・安全のまちづくりを進めるため、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ふるさとリーサム地区まちづくり協議会会長 木邨 忠保



## コラム：街なみ環境整備事業とは



街なみ環境整備事業とは、住環境の整備改善を必要とする区域（まちづくりの主体は地元でかつ一定の地区要件が必要）において、市と住民が協力して美しい景観の形成や良好な居住環境の整備を行うことに対して支援する事業です。この事業では、以下のような項目に関して補助を受けることができます。

### ■補助事業の項目メニュー

#### ★街なみ環境助成事業★

地域住民等が行う整備に対して、市が補助する事業です。

#### 【対象事業】

- ・外観に係る経費（住宅等の修景整備）
- ・屋外に露出している給排水・空調・電気設備、広告物等の隠ぺい等（建築設備等修景）
- ・門、塀、柵、植栽、街灯等の整備（外構修景）
- ・外観における色彩の修景（色彩修景）
- ・共同建替等の共同施設整備



## ★街なみ整備事業★

市が行う整備に対して、国が補助する事業です。

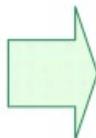
### 【対象事業】

- ・道路、通路、小公園・広場等、下排水施設等の整備、測量・調査・設計（地区施設整備）
- ・屋外消火栓、防火水槽等の整備（地区防災施設整備）
- ・空家住宅等除却
- ・電線地中化、水路、ベンチ、案内板、その他良好な街なみ形成のため必要と認められるもの



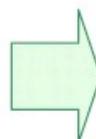
### 〔道路整備〕

大阪府八尾市(道路美装化)



### 〔小公園・広場・緑地等整備〕

大阪府八尾市(小公園整備、道路美装化、水路整備)



## 編集後記

明和北ブロックの地籍調査が完了し、いよいよ最後となる小路北町ブロックの地籍調査の立会いが始まります。まちなか再生エリア内のまちづくりも具体的な検討を早急に進めていく必要があり、検討部会では防災軸の幅員やルートの見直しなど検討を進めております。これからも、よりよいまちとなるよう取り組んでまいりますので、皆さまのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 【まちづくりだよりの問い合わせ先について】

寝屋川市まち政策部まちづくり事業推進室

- ・電話：072-824-1181（代表）
- ・FAX：072-825-2618
- ・Email：machi-sui@city.neyagawa.osaka.jp

寝屋川市のホームページにもまちづくりだよりを掲載しています。

